



## 資本金・出資金1億円超の普通法人に係る法人事業税及び地方法人特別税の税率改正 ～平成27年4月1日以後に開始する事業年度から～

### 改正の概要

- 平成27年度税制改正に係る地方税法の改正により、法人事業税の所得割の税率引下げと外形標準課税の拡大が行われました。
  - ・ 資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」といいます。）が1億円超の普通法人に係る外形標準課税（付加価値割、資本割）を、2年間で段階的に拡大（27年度 現行の1.5倍、28年度以降 現行の2倍）
  - ・ 地方法人特別税の税率を、所得割の税率の引下げに合わせて見直し
- この地方税法の改正に伴い、県では、神奈川県県税条例に定める法人事業税の税率の改正を行いました。

### 資本金が1億円超の普通法人に係る法人事業税及び地方法人特別税の税率

| 区分      |                                  | 税率             |                |
|---------|----------------------------------|----------------|----------------|
|         |                                  | 改正前            | 改正後            |
| 法人事業税   | 所得のうち年400万円以下の金額                 | 2.376 (2.2) %  | 1.744 (1.6) %  |
|         | 所得のうち年400万円を超える年800万円以下の金額       | 3.456 (3.2)    | 2.507 (2.3)    |
|         | 所得のうち年800万円を超える金額                | 4.644 (4.3)    | 3.379 (3.1)    |
|         | 本県と他の2以上の都道府県において事務所等を設けて事業を行う法人 | 4.644 (4.3)    | 3.379 (3.1)    |
|         | 付加価値割                            | 0.504 (0.48)   | 0.756 (0.72)   |
|         | 資本割                              | 0.21 (0.2)     | 0.315 (0.3)    |
| 地方法人特別税 |                                  | 基準法人所得割額の67.4% | 基準法人所得割額の93.5% |

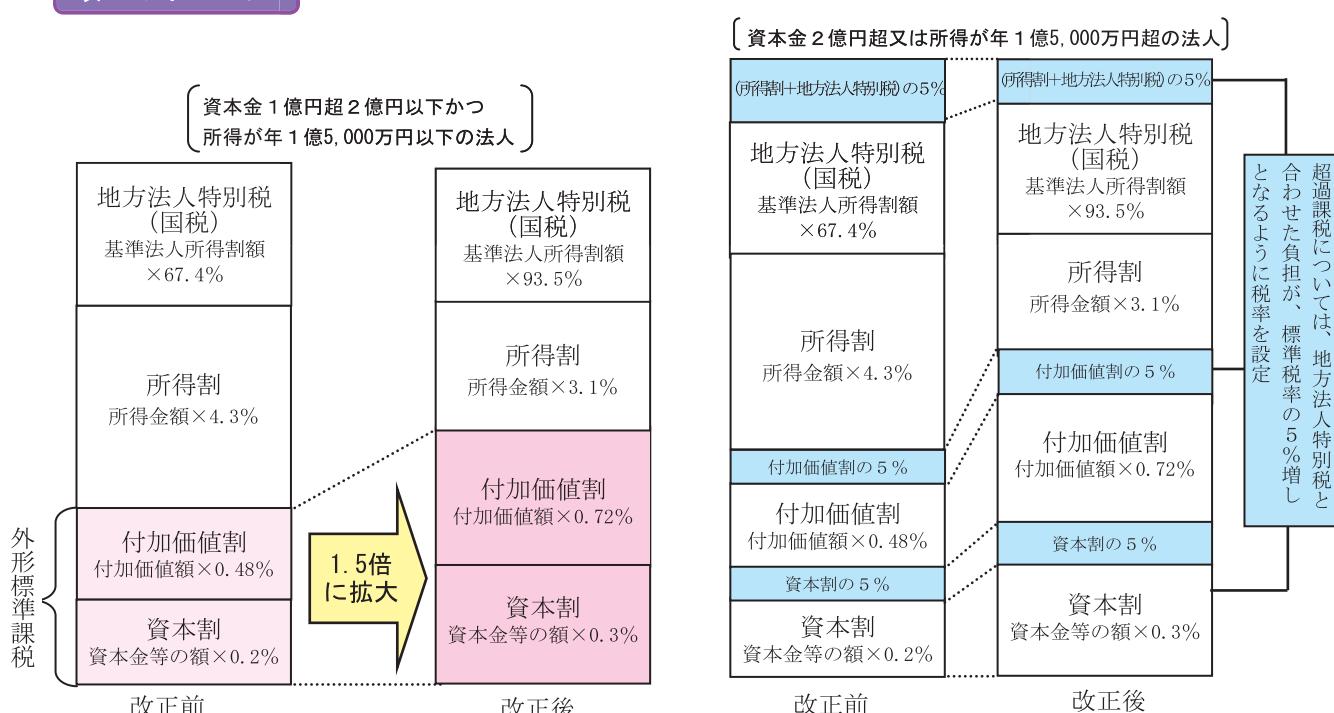
備考1 基準法人所得割額とは標準税率によって計算した所得割額をいい、標準税率とは法人事業税の税率欄（）書きの税率です。

2 表中の（）書きは、不均一課税対象法人（注）に適用される税率です。  
(注) 資本金が2億円以下で、かつ、所得が年1億5,000万円以下の法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）

3 法人事業税の改正後の税率は、平成27年4月1日に施行した県税条例に基づくものです。

### 改正のイメージ

（所得割の税率は、所得区分800万円超のもの）



## 法人事業税の外形標準課税の拡大に伴う措置

### ○ 付加価値割における所得拡大促進税制の導入

(平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度)

外形標準課税の拡大に際し、賃上げを促進する観点から、法人税の所得拡大促進税制における「控除対象給与等支給増額」を付加価値割の課税標準の報酬給与額から控除し、増額に係る付加価値割額を、実質的に税額控除することとされました。

[税額控除相当額] 法人税の控除対象給与等支給増額 × 税率 × 雇用安定控除調整率

[要件] (1) 基準年度と比較して、

平成27年度：3%以上

平成28年度：4%以上

平成29年度：5%以上

の給与等総支給額が増加

(2) 給与等総支給額が前年度以上であること

(3) 平均給与等支給額が前年度を上回ること

### ○ 法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置 ※対象法人：資本金1億円超の普通法人

(平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度)

外形標準課税の拡大により負担増となる法人（欠損法人、事業規模に比して所得が小さい法人）のうち、事業規模が一定以下の法人について、2年間に限りこれを軽減する経過措置が講じられました。

付加価値額30億円以下の法人 ⇒ 負担増となる額の1/2を軽減

付加価値額30億円超40億円未満の法人 ⇒ 負担増となる額に1/2から0の間の率を乗じた額を軽減

## 法人事業税資本割の課税標準の見直し

(平成27年4月1日以後に開始する事業年度から)

法人事業税資本割の課税標準について、原則、従来どおり下記(1)としつつ、(1)が(2)を下回る場合に(2)とすることとされました。

- (1) 法人税法上の「資本金等の額」
- (2) 「資本金」と「資本準備金」の合計額

※ 法人事業税資本割の課税標準の資本金等の額が特に大きい法人に対しては、従前どおり配慮措置が講じられています。

◎詳しくは、最寄りの県税事務所までお問い合わせください。

| 事務所       | 電話番号(代表)       | 事務所       | 電話番号(代表)       |
|-----------|----------------|-----------|----------------|
| 横浜 県税事務所  | (045) 651-1471 | 相模原 県税事務所 | (042) 745-1111 |
| 神奈川 県税事務所 | (045) 321-5741 | 横須賀 県税事務所 | (046) 823-0210 |
| 緑 県税事務所   | (045) 973-1911 | 平塚 県税事務所  | (0463) 22-2711 |
| 戸塚 県税事務所  | (045) 881-3911 | 藤沢 県税事務所  | (0466) 26-2111 |
| 川崎 県税事務所  | (044) 233-7351 | 小田原 県税事務所 | (0465) 32-8000 |
| 高津 県税事務所  | (044) 833-1231 | 厚木 県税事務所  | (046) 224-1111 |